

ルール違反者に対する処分内容の基準

1. 喫煙コーナー以外での喫煙を行った場合には「誓約書」の提出を求め、3回目で**訓告**処分の対象、4回目で**停学**処分の対象となります。
2. 20歳未満の飲酒、喫煙が発覚した場合は、「誓約書」の提出を求めると同時に保護者に連絡、2回目で**訓告**処分の対象、3回目で**停学**処分の対象となります。
3. 指定駐輪区域以外への駐輪を行った場合には「誓約書」の提出を求め、3回目で**訓告**処分の対象、4回目で**停学**処分の対象となります。
4. 自家用車の学内乗り入れが発覚した場合は、「誓約書」の提出を求めると同時に保護者に連絡、2回目で**訓告**処分の対象、3回目で**停学**処分の対象となります。
5. 近隣への迷惑駐輪・駐車が发覚した場合は、「誓約書」の提出を求めると同時に保護者に連絡、2回目で**訓告**処分の対象、3回目で**停学**処分の対象となります。
6. インターネットへの違反行為書き込みが発覚した場合は、法令違反を伴うなどの悪質なケースでは「誓約書」の提出を求めると同時に保護者に連絡したうえで**訓告**または**停学**処分の対象となります。
7. 上記のいずれにも当てはまらず、近隣への迷惑行為など、公序良俗に反する行為が発覚した場合は、「誓約書」の提出を求めると同時に保護者に連絡したうえで**訓告**処分の対象、2回目で**停学**処分の対象となります。
8. 上記処分者に対しては、クリーンキャンペーンなどの**牽仕活動**を課すことがあります。
9. クラブ・サークル等の本学公認団体の活動中、またはその前後に上記の違反や処分が行われた場合は、その団体に対し**活動制限や補助金カット等の処分**をあわせて行う場合があります。

※上記1～7の違反に関して、違反回数は累積します(例:2. 20歳未満喫煙で指導を受けた後、4. 自家用車の学内乗り入れを行った場合は2回目の違反となり、訓告処分の対象となります)。